

横浜市立市民病院 診療記録開示要領

制定 平成20年2月19日
最近改正 令和5年7月25日
診療記録等管理委員会

(趣旨)

第1条 この要領は、横浜市立市民病院（以下、「当院という。」）における診療情報の提供のうち、診療記録の開示に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、「横浜市立市民病院 診療情報管理指針」に定めるところによる。

(診療記録の開示を求め得る者)

第3条 診療記録の開示を求め得る者は、原則として患者本人とするが、次に掲げる場合には、患者本人以外の者が患者に代わって開示を求めることができるものとする。

- (1) 患者に法定代理人がいる場合には、法定代理人。ただし、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては患者本人のみの請求を認めることができる。
- (2) 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
- (3) 患者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者
- (4) 患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる者
- (5) 患者が死亡している場合は、親族及びこれに準ずる者

(開示請求)

第4条 診療記録の開示を求めようとする者（以下、「開示請求者」という。）は、「診療記録開示請求書」（以下、「開示請求書」という。）を当院に提出しなければならない。

- 2 開示請求者は、自己が診療記録の開示を求め得る者であることを証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 当院は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示請求に必要な書類)

第5条 前条2項に定める自己が診療記録の開示を求め得る者であることを証明するために必要な書類として提示し、又は提出しなければならないものは、次のいずれかとする。

- (1) 開示請求者が患者本人の場合
 - ア 運転免許証
 - イ 旅券
 - ウ 健康保険被保険者証
 - エ 個人番号カード
 - オ 前各号に掲げるもののほか、当該請求に係る者であることを確認できるもの
- (2) 開示請求者が患者本人以外の場合
 - ア 未成年者の法定代理人にあつては、戸籍謄抄本その他法定代理人であることを証明する書類
 - イ 成年被後見人等に付された後見人等にあつては、当該成年後見に関する登記事項証明書その他代理人であることを証明する書類
 - ウ 本人から本人開示請求等に関する代理権を与えられた者にあつては、委任状並びに当該請求等に係る本人及び代理人の前号に掲げる書類のいずれか
 - エ 死亡した患者の親族及びこれに準ずる者にあつては、戸籍謄抄本、「夫（未届）」又は「妻（未届）」と記載された住民票の写し、パートナーシップ宣誓書受領証明書その他親族等であることを証明する書類

(開示に関する原則)

第6条 当院は、患者等が診療記録の開示を求めた場合には、原則としてこれに応じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当院は、開示請求に係る診療記録に次の各号に掲げる情報（以下、「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合は、当該診療記録を開示しないことができる。

(1) 法令等の定めるところにより、本人に開示することができない情報

(2) 開示請求者（第3条の規定により代理人が本人に代わって開示請求する場合にあたっては、当該本人をいう。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

3 診療記録の開示の際、患者等が補足的な説明を求めたときは、できる限り速やかにこれに応じなければならない。この場合にあっては、担当の医師等が説明を行うことが望ましい。

(診療記録の存否に関する情報)

第7条 開示請求に対し、当該開示請求に係る診療記録が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該診療記録の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第8条 診療情報管理実務責任者は、開示請求に係る診療記録の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 診療情報管理実務責任者は、開示請求に係る診療記録の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る診療記録を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第9条 前条各項の決定（以下、「開示決定等」という。）は、開示請求があった日の翌日から起算して30日以内にななければならない。ただし、第4条3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、当院は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求があった日の翌日から起算して60日以内に限り延長することができる。この場合において、当院は、開示請求者に対して、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第10条 開示請求に係る診療記録が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、当院は、開示請求に係る診療記録のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの診療記録については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、当院は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの診療記録について開示決定等を行う期限

(開示をしない決定に係る理由付記等)

第11条 当院は、第8条第1項の規定により開示請求に係る診療記録の一部を開示しないとき、又は同条第2項の規定により開示請求に係る診療記録の全部を開示しないときは、開示請求者に対し、同条第1項又は第2項に規定する書面にその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

(事案の移送)

第12条 当院は、本人開示請求に係る診療記録が他の医療機関から提供されたものであるとき、その他他の医療機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の医療機関と協議の上、当該他の医療機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、当院は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第13条 診療記録の開示は、当該診療記録が記録されている次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

- (1) 文書、図面又は写真にあっては、当該診療記録に係る部分の閲覧又は写しの交付
 - (2) フィルムにあっては、当該診療記録に係る部分の視聴、閲覧又は写しの交付
 - (3) 電磁的記録にあっては、当該診療記録に係る部分の視聴、閲覧、写しの交付その他の電磁的記録の種類、情報化の進展状況等を勘案して別に定める方法
- 2 前項各号の視聴又は閲覧の方法による診療記録の開示にあっては、当院は、当該診療記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。
- 3 第1項の規定により診療記録の開示を受ける際、当該開示を受けようとする者は、当院に対し、自己が当該開示に係る診療記録の本人又は代理人であることを証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。

(開示手続の特例)

第14条 当院があらかじめ定める診療記録については、第4条第1項の規定にかかわらず、当院が定める簡易な方法により開示請求を行うことができる。

- 2 当院は、前項の規定による開示請求があったときは、第8条から前条までの規定にかかわらず、当院が定める方法により、速やかに、当該診療記録を開示するものとする。

(他の法令等による開示の実施との調整)

第15条 当院は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る診療記録が第13条第1項各号に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合）にあっては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該診療記録については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示しない旨の定めがあるときは、この限りではない。

- 2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第13条第1項各号の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
- 3 診療記録に記載されている自己を本人とする保有個人情報（横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下、「個人情報保護条例」という。）第2条第6項に規定する保有個人情報をいう。）について、本人から開示請求があったときは、個人情報保護条例によるものとし、この要領は適用しない。

(費用の負担)

第16条 第13条第1項各号の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(写しの作成及び送付に要する費用)

第17条 前条第1項に規定する写しの作成に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 前条第1項に規定する写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に要する郵便料金相当額とする。
- 3 前条第1項に規定する費用は、写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

(勘定科目)

第18条 当院は、前条第3項の規定による費用の納付があったときは、勘定科目を「その他の医業外収益」として計上する。

(補則)

第19条 この要領に定めるもののほか、診療記録の開示に関して必要な事項は、診療録等管理委員会の議を経て、診療情報管理実務責任者が定める。

別表（第17条第1項）

診療記録の種類	写し等の作成の方法		金額
文書、図面及び写真	複写機により複写したもの (日本工業規格A列3番までの大きさの用紙を用いたものに限る。)	単色刷り	1枚につき10円
		多色刷り	1枚につき50円
マイクロフィルム	用紙に印刷したもの	単色刷り	1枚につき10円
電磁的記録	用紙に印刷したもの	単色刷り	1枚につき10円
	用紙に印刷したもの	多色刷り	1枚につき50円
	光ディスクに複写したもの	日本工業規格 X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの	1枚につき280円
		日本工業規格 X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの	1枚につき310円

(備考)

- 1 マイクロフィルム及び電磁的記録の写し（電磁的記録にあつては、用紙に出力したものに限る。）を作成する場合は、日本工業規格A列3番までの大きさの用紙を用いるものとする。
- 2 文書、図画及び写真の写しを作成する場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。

附則

この要綱は、平成20年2月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年5月10日から施行する。

附則

この要領は、平成26年11月11日から施行する。

附則

この要領は、平成27年9月14日から施行する。

附則

この要領は、平成27年11月17日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年7月25日から施行する。